

## 主な修正事項（地震災害対策計画編）

体 系	頁	修正内容	
全章共通			
-	-	-	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・数値等を現状に合わせて変更します。</li> <li>・組織名、職名等を現状に合わせて変更します。</li> <li>・変更された避難情報区分に関連する部分を修正します。</li> <li>（旧）「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示」</li> <li>（新）「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」</li> <li>・風水害等災害対策編と同内容が記述されている部分の整合を図ります。</li> <li>・誤字や脱字等を修正をします。</li> </ul>			
第1章 地震災害対策の計画的な推進			
第3節	地震被害の想定	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定地震一覧表に地震の規模、発生確率を記述します。</li> </ul>
第4節	地震災害対策計画の推進主体とその役割	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むことなど、男女共同参画等の推進に関する内容を記述します。</li> </ul>
		9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、マスクや消毒液、モバイルバッテリーなど市民の備蓄品の例を記述します。</li> <li>・災害の危険が高まった時に避難が遅れることのないよう、自らの判断で適時適切な避難行動を取ることを記述します。</li> </ul>
第5節	防災組織	16 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災組織に関する事項を風水害等災害対策編を参考として新たに記述します。</li> </ul>
第2章 都市の安全性の向上			
第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱海市で発生した土砂災害を踏まえ、盛土の安全対策について記述します。</li> </ul>
		19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに策定した「三浦市国土強靱化地域計画」に基づき、災害リスクや地域の特性に応じた市街地整備に関する各種施策を推進することを記述します。</li> </ul>
第5節	がけ崩れ対策等の推進	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月、横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町）の土砂災害特別警戒区域の指定が完了したことを記述します。</li> </ul>
第9節	建築物等の安全確保対策	34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が「大規模盛土造成地マップ」を作成・公表していることを記述します。</li> </ul>
第3章 災害時応急活動事前対策の充実			
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報収集や避難対策など災害対応におけるAIやデジタル技術の活用など、防災・減災におけるDXの推進に努めることについて記述します。</li> </ul>
第4節	警備・救助対策	46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備・救助対策に関する事項を風水害等災害対策編を参考として新たに記述します。</li> </ul>
第5節	避難対策	47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の「新型コロナを踏まえた避難所運営ガイドライン」に基づき、市避難所運営マニュアルの別冊として「感染症を踏まえた避難所の開設・運営のポイント」を作成したことを記述します。</li> </ul>
		48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進が必要であることを記述します。</li> </ul>
		49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めることを記述します。</li> </ul>
		50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の運営において、女性や子供等の安全に配慮することを記述します。</li> </ul>
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策について記述します。</li> </ul>		
第7節	要配慮者等に対する対策	54 55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する事項を記述します。</li> </ul>
第15節	広域応援体制等の拡充	71	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県須坂市及び宮城県南三陸町と災害時応援協定を締結していることを記述します。</li> </ul>
第18節	防災知識の普及	79	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の災害の教訓を踏まえ、災害から自らの命を守るため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要があることを記述します。</li> </ul>

第4章 災害時の応急活動対策			
第2節	災害時情報の収集・伝達	93	・「津波及び地震に関する情報の種類等」に関する表を更新します。
第4節	避難対策	102	・平時から避難施設の情報を掲載し、災害時には避難施設の混雑状況をリアルタイムに発信できるシステム「VACAN Maps（バカンマップス）」を活用して避難所の開設・混雑状況を市民等に対し周知していることを記述します。
		106	・指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの加害者にならないよう、被害者を生まないよう、全ての人に「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ることを記述します。
第14節	広域的応援体制	129	・自衛隊に災害派遣を要請するための3つの要件を記述します。
第18節	津波対策	135	・強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表や市長の避難指示の発令を待たず、自主的に可能な限り高く安全な場所に避難することを記述します。
		135 ～	・津波情報・注意報、津波情報、津波予報等の解説について記述します。
		137	
第5章 復旧・復興対策			
第1節	復興体制の整備	140	・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底すること、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮することを記述します。
第2節	復興対策の実施	146	・被災者生活再建支援制度の適用の要件に中規模半壊世帯を記述します。
第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応			
第2節	防災対策	156	・南海トラフ地震臨時情報に対応した市の体制を詳細に記述します。